

瀬戸市消防本部訓令第2号

消防本部

消 防 署

瀬戸市消防本部等決裁規程（昭和62年瀬戸市消防本部訓令第1号）の
一部を次のように改正する。

令和6年12月20日

瀬戸市消防長 近藤 栄二

特別休暇等		消防署長、 消防総務課 長、予防課 長及び企画 補佐					課長合議	特別休暇等		消防署長、 総務課長、 予防課長及 び企画補佐						合議
時間外勤務 及び休日勤 務の命令		消防次長、 消防署長、 消防総務課 長、予防課 長及び企画 補佐	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		時間外勤務 及び休日勤 務の命令		消防次長、 消防署長、 総務課長、 予防課長及 び企画補佐	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		
出張 命令	国内	消防次長、 消防署長、 消防総務課 長、予防課 長及び企画 補佐	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		出張 命令	国内	消防次長、 消防署長、 総務課長、 予防課長及 び企画補佐	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		
	<省 略>	<省略>					<省略>	<省 略>	<省略>							<省略>
<省略>								<省略>								
県外旅行届 の受理		消防次長、 消防署長、 消防総務課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		県外旅行届 の受理		消防次長、 消防署長、 総務課長、	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		

長、予防課 長及び企画 補佐					
備考 <省略>					
別表第2 (第5条関係)					
1 消防本部					
決裁事項	決裁区分	消防次長	消防総務 課長	予防課長	
		<省略>			
備考 <省略>					
2 <省略>					

予防課長及 び企画補佐					
備考 <省略>					
別表第2 (第5条関係)					
1 消防本部					
決裁事項	決裁区分	消防次長	総務課長	予防課長	
		<省略>			
備考 <省略>					
2 <省略>					

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。